平成２６年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市字与儀318番地　マイホームイン与儀302
債務者　神谷　美希
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４号
宮城県柴田郡村田町大字村田字石生36番地75新石生住宅７－３号
債務者　會田　伸子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第３４９号
神戸市垂水区神陵台６丁目２番10―373号
債務者　熊原　秀和
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５１号
神戸市中央区日暮通４丁目２番12号　メゾン藤澤503号、従前の住所大阪府貝塚市石才451番地15
債務者　原　　憲司
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５９号
神戸市垂水区泉が丘５丁目３番３号
債務者　若林　俊一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２０号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番10―506号、従前の住所兵庫県西宮市東山台３丁目39番地６
債務者　沼野　徳弥（従前の名直哉）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３４号
神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番20―602号
債務者　川﨑　美沙
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６２号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｅ棟512号
債務者　松岡　正豊
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６８号
神戸市中央区加納町２丁目３番７号　ドミール北野307号
債務者　沖縄ダイニングシーサーこと　岩崎　全宏
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
島根県益田市須子町60番10号、前住所島根県益田市薄原町ロ370番地
債務者　大石　道夫
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第６１号
山口市吉敷上東１丁目９番５号　サンビレッジ吉敷１―202、前住所山口県周南市慶万町６番30―201号
債務者　舎川美津子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
沖縄県糸満市字潮平767番地の９　花パレス401号
債務者　中村千香子（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５０号
和歌山市田尻38番地の34
債務者　才木　里佐
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
和歌山県海草郡紀美野町動木1478番地２
債務者　尾上喜美子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８４８号
名古屋市千種区南ケ丘１丁目８番１―102号市営南ケ丘荘
債務者　澤　　真果
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４７号
名古屋市南区鳴浜町５丁目22番地
債務者　安藤　隆也
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９３１号
東京都八王子市下柚木２丁目23－４－301
債務者　武田　正信
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部